

新型コロナウイルス感染症5類変更後の公費負担の取扱い（概要）

令和5年9月28日
感染症・がん疾病対策課

令和5年10月以降

5類変更後の外来医療（治療薬公費）

- 公費負担番号は、「**28102804**」
- 受給者番号は、「**9999996**」
- 10月以降、新型コロナウイルス治療薬の自己負担が発生。
- 保険適用後に残る自己負担額について公費負担。
（ただし、国から無償配布されている薬剤については、薬剤費は発生しない。）
- 外来、入院ともに高額療養費の適用対象。
- 国配布分が終了した薬剤はレセプト請求。
- 当該薬剤を処方する際の手技料等は公費対象外。

・ 新型コロナウイルス治療薬の薬剤料のみ公費負担

〔ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシールドのみ対象〕

- 薬剤料は、**一部**公費負担（以下のとおり、医療保険の自己負担割合の区分別に、1回の治療あたりの自己負担額の上限とする。）

〔 1割負担 3,000円
2割負担 6,000円
3割負担 9,000円 〕

- その他の費用は自己負担あり（保険診療）

令和5年9月末まで

・ 新型コロナウイルス治療薬の薬剤料のみ公費負担

〔ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシールドのみ対象〕

- 薬剤料は、**全額**公費負担

- その他の費用は自己負担あり（保険診療）

5類変更後の入院医療（入院診療公費）

- 公費負担番号は「**28100709**」
- 受給者番号は「**9999996**」
- 医療費の自己負担が発生。
- 食事療養費は減額対象外（高額療養費の対象外）。
- レセプト請求にて行う。

・ 一部公費負担

- 薬剤料（治療薬公費を適用しない額）を含む新型コロナウイルス感染症に係る全ての医療費で自己負担相当額を計算

- 高額療養費自己負担上限額から原則**1万円**を減じた額を自己負担額の上限とする

- ただし自己負担相当額が、上記**上限に達しない場合は、治療薬公費負担のみ**を適用する。

	入院診療公費	治療薬公費
達する場合	適用する	適用しない
達しない場合	適用しない	適用する

・ 一部公費負担

- 高額療養費自己負担上限額から原則**2万円**を減じた額を自己負担額の上限とする

- 治療薬の薬剤料については、治療薬公費を適用する。
- その上で、残る新型コロナウイルス感染症に係る自己負担について、入院診療公費を適用する。

※ 検査に係る公費負担は、従前と同じ取扱い。